

ロイヤルセラピスト協会賛助会員加入規約

第1条(趣 旨)

ロイヤルセラピスト協会(以下「RTA」という)の賛助会員(以下加入者という)は、本規約に定める加入者となるための条件を受諾して、その資格の認定を受けた上、RTA の許諾のもとに、その標章である RTA の統一的、同一のイメージのもとに、RTA の提唱する趣旨に則した活動する

第2条(独立の事業者)

- ① 加入者は、RTA とは別個独立の事業者であり、RTA の社員・代理人または使用人ではなく、且つ RTA のために法律行為、商行為その他の行為を行なう何らの権限や地位をもつかのような表示を行い、またそのように行動してはならない。
- ② 加入者の活動は、すべて加入者の独自の責任と手腕により行なわれ、自らの判断と責任において、従業員の雇用、営業活動等を行う。

第3条(加入資格)

- ① 加入者は、RTA への加入にあたっては、下記事項を備えなければならない。
 - (1) RTAの定める認定試験に合格していること。
 - (2) 所定の申込書に記入の上、RTA へ申し出ること。
 - (3) 所定の年会費を指定口座に納めること。
- ② 加入者は前項(2)の申込に対する RTA の文書による承認を受けた場合、正式に加入した者とする。
- ③ RTA への加入は原則として個人としての加入とし、法人が加入しようとする場合には、RTA の文書による承諾を必要とし、本規約のほか、別に定める特約に従うものとする。

第4条(加入者の権利義務)

- ① 加入者が前項の規定により、指定スクールを開講する場合は、RTA 所定のカリキュラム及び料金に従い、また RTA 所定の教材を利用するものとする。
- ② 加入者は、RTA の協会員としての活動と明確に分離しない態様で、RTA が指定していない講座の開講や商品販売その他事業を行ってはならない。
- ③ 加入者は、RTA の協会員として、対外的に活動をすることができる。
- ④ 加入者は、自ら RTA を名乗り、その他第三者に RTA と誤認させる表現を使用してはならない。
- ⑤ 加入者は、RTA の主催する技術勉強会、セミナーへ参加する資格を有する。
- ⑥ 加入者は、いかなる内容であれ、RTA の名誉を損なうような行為を行ってはならない。
- ⑦ 加入者は、RTA の協会員でなくなった後に、上記の行為を一切行ってはならない。

第5条(法令の遵守)

- ① 加入者は、RTA 認定講師を名乗り、その受講生を募集するときは、法に従い RTA の定めた概要書面(特定継続的役務提供取引の書面)を受講予定者に遅滞なく交付する。
- ② 加入者は、あたかも RTA またはその協会員としての活動に関連があるように表示して、RTA が指定する以外の一切の商行為を行ってはならず、また RTA またはその協会員としての活動以外の商行為を行う際には、特定商取引法その他の関連法規を遵守する。
- ③ 加入者は、RTA またはその協会員としての活動以外の商行為として、連鎖販売取引事業を行う場合、当該事業の勧誘

において RTA またはその協会員としての活動と関連があるかのように表示(不実の告知)してはならない。

- ④ 加入者は、RTA またはその協会員として、収入の保証、または就職の保証をした受講生募集活動(業務提供誘引販売)を行ってはならない。

第6条(退会について)

- ① 加入者が加入期間内の途中で退会を使用とする場合は、書面にて RTA に届出のものとし、RTA が届出を受理することによって退会が承認される。
- ② 途中退会時における年会費の返金は行なわない。
- ③ 加入者が加入期間満了時に更新申込をしない場合には、退会をしたものとみなす。

第7条(更新について)

- ① 加入者の加入期間は、年会費の入金確認後満1年とする。
- ② 加入者は、加入期間満了時前に RTA へ更新の申し込みをすることによって、加入資格の更新をすることができる。

第8条(除名)

加入者が本規約の定め反する行為を行った場合及び RTA との信頼関係を失う行為を行った場合には、RTA は加入者を除名するものとする。この場合、加入者は当該除名処分について一切異議を申し立てない。

第9条(損害賠償)

- ① 加入者が第4条③の定め反した行為を行った場合、加入者は RTA に、当該違反行為によって得た受講料、商品代金等一切の収受の合計金額と同等の損害賠償義務を負うものとする。なお、RTA の被る損害が上記金額を超える場合には、加入者は、RTA の被った一切の損害を賠償する義務を負う。
- ② 加入者がそれ以外の定め反した場合には、加入者は RTA の被った一切の損害を賠償する義務を負う。

第10条(管轄)

本規約に基づく加入者と RTA との間の紛争については、東京地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

私は貴協会に加入し、加入者として活動するにあたり、上記規約を遵守することを約束します。私が上記規約を遵守しなかった場合、加入資格を取り消されることについて予め了承するとともに、貴協会から損害賠償の請求を受けても異議を申し立てません。

ロイヤルセラピスト協会 御中

年 月 日

住 所

氏 名

印